

CM賠償責任保険と建築家賠償責任保険

平成23年9月時点

| No. | 比較項目 | CM保険 | 建築家賠償責任保険 (JIA) | 日事連・建築士事務所 賠償責任保険 | 建築士賠償責任補償制度 (けんばい) |
|-----|---------------------|--|--|--|--|
| 1 | 名称(略称) | CM賠償責任保険 | 建築家特約条項付賠償責任保険 (ケンバイ) | 建築家賠償責任保険 | 建築士賠償責任補償制度 (けんばい) |
| 2 | 契約方式 | 団体契約 | 団体契約 | 団体契約 | 団体契約 |
| 3 | 保険契約者 | (社)日本コンストラクショナルマネジメント協会 | (社)日本建築家協会(JIA) | (社)日本建築士事務所協会連合会 | (社)日本建築士会連合会 |
| 4 | 被保険者(加入 資格要件) | CMAJの法人会員、個人会員が属する法人、個人会員 で、かつ個人事業主であるもの | JIA会員の居る建築設計事務所、且つ建築設計を専業と している建築設計事務所 | 日事連会員 | 建築士会会員の建築設計事務所 |
| 5 | 取扱代理店 | 東京海上日動あんしんコンサルティング(株) | (株)建築家会館 | (有)日事連サービス | (株)エイアイシー |
| 6 | 引受保険会社 | 東京海上日動火災、あいおいニッセイ同和損保、ロイズジャ パン(共同保険) | 損害保険ジャパン | 東京海上日動火災・ゼネラリ保険会社・三井住友海上火 災・日本興亜損保(共同保険) | あいおいニッセイ同和損保・東京海上日動火災・三井住友海上火災 (共同保険) |
| 7 | 対象建築物 | | 基準法第2条第1号規定の建築物と付属工作物 | 基準法第2条第1号規定の建築物と付属工作物 | 基準法第2条第1号規定の建築物と付属工作物 |
| 8 | 適用箇所 | 国内で行った業務で、国内で提起された損害賠償請求 | 国内で行った業務 | 国内で行った業務 | 国内で行った業務 |
| 9 | 対象業務 支払い対象損害 | <p>契約書・契約約款・業務委託書に基づき締結されたCMAJが定める標準業務およびオプション業務</p> <p>・委託者からの指図と異なる指図を関係者に行い、又は書面による不適切な助言を行うことにより発生した場合の、プロジェクトにおける関係者の作業のやり直し、不具合の改善による損害賠償</p> <p>・委託者からの指図と異なる指図を関係者に行い、又は書面による不適切な助言を行った場合において設計図又は施工図の欠陥により設計図又は施工図の再作成及び工事のやり直しが発生した場合の、プロジェクトの完成遅延による引渡しを受ける者の営業阻害損害賠償</p> <p>・上記以外の損害賠償で、CM業務の遂行に起因して発生した第三者の身体の障害、財物の損壊に対する損害賠償</p> <p>・建物等の引渡し後、委託者からの指図と明らかに異なる指図または不適切な助言に起因する一定の瑕疵が発見された場合の損害賠償。但し、引渡し後1年以内に損害賠償請求がなされた場合に限る。(オプション)</p> | <p>設計等の業務(設計図書の作成、施工者への指示書の作成、施工図の承認)</p> <p>①設計等の業務ミスによる損害賠償(建築物に物理的な滅失もしくは損傷事故が発生し、建築物や他人に与えた損害の賠償)</p> <p>②建築設備(給排水、電気、空調、遮音性)の不具合による損害賠償</p> <p>③設計等の業務ミスによる第三者の身体障害の損害賠償</p> <p>④訴訟に対処する費用</p> <p>⑤自由・名誉の侵害、プライバシー侵害による損害賠償</p> <p>⑥法適合確認ミスによる損害賠償</p> <p>⑦構造設計等の業務ミスによる「構造基準未達」時の損害賠償(OP) (構造設計1級建築士、設備設計1級建築士が対象)</p> <p>⑧耐震診断等に係わる建物調査において、第三者への損害賠償(OP)</p> <p>⑨廃棄後に発生した損害賠償(OP)</p> <p>※OP:オプション</p> | <p>・建築物の建築工事实施のための必要な図面(施工図除く)、及び仕様書の作成</p> <p>・施工者への指示書の作成及び施工図承認書の作成(単に確認、アドバイス等の行為により発生した損害は対象外)</p> <p>注)構造設計1級建築士、設備設計1級建築士が法適合確認業務を遂行するにあたり、その確認作業ミスによって建築物に外形的且つ物理的な滅失又は損傷を伴う事故が発生し、法適合確認ミスについて法律上の賠償責任を負った場合も補償の対象</p> <p>・設計業務ミスで建築物に外形的且つ物理的な滅失又は破損が発生したときの、建築物自体の損害及び他人の身体障害ならびに他人の財物損壊についての損害の賠償</p> <p>・建築物の給排水設備、電気設備、空調設備並びに遮音性能設備が、所定の技術水準に満たないため、本来の機能を著しく発揮できない場合の損害の賠償</p> <p>・設計業務ミスに起因して引渡し後に発生した、他人の身体障害についての損害の賠償</p> | <p>日本国内における下記の業務</p> <p>①設計業務 建築物の建築工事实施のために必要な図面(施工図を除く)および仕様書の作成</p> <p>②工事監理業務 建築士の資格を有する者による施工者に対する指示書・施工図承認書の作成</p> <p>注)構造設計1級建築士、設備設計1級建築士が法適合確認を必要とする建築物の法適合確認業務を依頼された場合で、その確認ミスによって建築物に外形的且つ物理的な滅失又は損傷を伴う事故が発生し、法適合確認ミスについて法律上の賠償責任を負った場合も補償の対象</p> <p>・業務ミスで建築物に外形的且つ物理的な滅失又は損害事故が発生し、建築物や人に与えた損害の賠償</p> <p>・建築物の給排水設備、電気設備、空調設備又は遮音性能が、所定の技術水準に満たないため、本来の機能を著しく発揮できない場合の損害の賠償</p> <p>・業務ミスに起因して発生した第三者の身体障害についての損害の賠償</p> |
| 10 | 支払い限度額 | 1事故 期間中 500万円 1,000万円 5,000万円 1億円 | 1事故につき 1,000万円~7億円 | 1事故期間中 5,000万~5億円 | 1事故につき 5,000万円~5億円 [給排水衛生設備・電気・空調・遮音性能不発揮事故の場合] 1事故につき 500万円 |
| 11 | 免責(自己負担) 額 | 1事故につき、0万~500万円 | 1事故につき損害額の5%~15% | 1事故につき、10万~300万円 | 1事故につき 10万円 |
| 12 | 保険料(掛け金) 算出基準 | 直近決算年度における 年間CM業務報酬料 | 設計事務所毎 設計事務所1年間の設計監理料 | 設計事務所毎 設計事務所1年間の設計監理料 | 設計事務所毎 設計事務所1年間の設計監理料 |
| 13 | 割増、割引率(係 数) | | 過去の事故件数により増減(0.8~3.0) | 過去の事故件数により増減(0.95~3.0) | 過去の事故件数により増減(0.95~2.0) |
| 14 | 資格者規定 | | ・監理業務での施工者に対する指示書又は承認行為は、 建築士資格取得者 | 施工者への指示書の作成及び施工図承認書の作成行為 は、建築士資格取得者 | 監理業務での施工者に対する指示書又は承認行為は、 建築士資格取得者 |